

藤沢市危険木伐採等補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、保存樹林の良好な状態を保持し、台風や強風等による危険木の倒木被害から市民の生命及び財産を守り、道路交通の安全の確保などを図ることを目的として、危険木の伐採や剪定及びこれらに係る撤去、処分（以下「伐採等」という。）を行う保存樹林の土地所有者等に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 倒木により人の生命、身体及び財産又は家屋等、一般の交通の用に供されている道路、電線等の架線に被害を与えるおそれのある樹木をいう。
- (2) 保存樹林 藤沢市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例第15条に基づき「保存樹林」の指定を受けているものをいう。
- (3) 造園業者等 建設業法における「造園工事業」の許可を有している又は、造園施工管理技士等の資格者の雇用等による専門的知識を有する業者をいう。
- (4) 家屋等 住宅、住宅設備、倉庫、事務所、フェンス等の外構構造物、電線等の架線、車両等をいう。

(補助対象経費)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採等に要する費用とし、次の各号に掲げる要件の全ての条件を満たす経費とする。

- (1) 保存樹林内にある危険木の伐採等であること。ただし、危険木を売却する場合は、補助対象経費からその売却した額を控除する。
- (2) 伐採等を造園業者等に委託し、その費用負担が明確であること。
- (3) 伐採等について、この要綱による補助以外の国又は地方公共団体等の補助を受けていないこと。
- (4) 剪定する危険木については、当該年度を含む前5年度の間この要綱において剪定の補助を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 危険木が存する保存樹林を所有し、占有し、又は管理している者
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 当該年度にこの要綱により交付を受ける補助金の額の合計が、100万円以内である者

(4) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、保存樹林と被害を受けるおそれのある家屋等及び土地の所有者が、同一人又は同一世帯の場合は対象外とする。

(補助金額)

第5条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(制限)

第6条 補助金の交付は、当該年度の補助金の額の合計が、100万円を超えない範囲内において、当該年度を含む前5年度以内にこの要綱の補助を受けていない危険木に限り、再度補助金の交付をすることができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市危険木伐採等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象経費に係る行為（以下「補助事業」という。）の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図、危険木の位置図
- (2) 危険木伐採等に要する補助対象経費がわかる造園業者等の見積書の写し
- (3) 危険木の倒木による被害想定がわかる書類
- (4) 危険木の全景写真と幹周写真
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 申請者と土地所有者が異なる場合、土地所有者の同意書
- (7) 保存樹林の土地の所有者が確認できる書類
- (8) その他市長が必要であると認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市危険木伐採等補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市危険木伐採等補助事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市危険木伐採等補助事業計画変更・中止承認等通知書（第4号様式）により、補助

事業者へ通知するものとする。

- 3 前項に規定する通知の前に、作業の内容を変更したことによる補助対象経費増加分は、補助対象外とする。

(事業の完了)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の2月末日（当日が、閉庁日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに、藤沢市危険木伐採等補助事業完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、添付すべき書類の提出を省略させることができる。

- (1) 危険木伐採等に係る申請者宛の領収書等の写し
- (2) 危険木伐採等の実施状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

(補助金の支払)

第11条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後、速やかに、藤沢市危険木伐採等補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

(保存樹林の管理及び処分等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて実施した保存樹林を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、事業完了日から起算して5年を経過するまでは、保存樹林を市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。
- 3 前項に規定する義務を履行できない場合は、交付を受けた補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額（千円未満切り捨て）を返納しなければならない。なお、1月に満たない使用月については含めないものとする。
- 4 補助事業者は、第2項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ保存樹林の処分等に関する承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を保存樹林の処分等に関する承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 事業完了日から起算して5年以内に交付目的に反して処分等を行ったとき。
 - (7) 事業完了日から起算して5年以内に保存樹林の指定解除となったとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市危険木伐採等補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市危険木伐採等補助金返還命令書(第10号様式。以下「命令書」という。)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

(保存樹林の維持)

第15条 補助事業者は、事業完了後も、5年以上保存樹林として適切な維持管理を行わなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(補助内容の見直し)

- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、申請状況を確認したうえで、この要綱の施行後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。